

交付単価等

1 交付単価

(単位：円/10a)

	区 分		交付単価
傾斜等	田	急傾斜 (1/20 以上)	21,000
		緩傾斜 (1/100 以上)	8,000
	畑	急傾斜 (15 度以上)	11,500
		緩傾斜 (8 度以上)	3,500
	草地	急傾斜 (15 度以上)	10,500
		緩傾斜 (8 度以上)	3,000
		草地比率の高い草地 (70%以上)	1,500
	採草放牧地	急傾斜 (15 度以上)	1,000
緩傾斜 (8 度以上)		300	
小区画・不整形	田のみ		8,000
高齢化率・耕作放棄率	田		8,000
	畑		3,500
	草地		3,000

(注) ① 集落協定にあつては、ネットワーク化活動計画を作成する場合に適用。

② 自作地を対象としている個別協定にあつては、農用地の利用権の設定等として取り組む場合に適用。

実施しない場合は、上表中の単価の80%とする。

2 加算措置

(1) 棚田地域振興活動加算

(円/10a)

地 目	交付単価	対象行為
田・畑	10,000	認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

(2) 超急傾斜農地保全管理加算

(円/10a)

地 目	交付単価	対象行為
田・畑	6,000	超急傾斜地（田：1/10 以上、畑：20 度以上）の農用地の保全や生産される農産物の販売促進に取組に加算

(3) ネットワーク化加算

(円/10a)

地 目	交付単価	対象行為
地目にかかわらず	10,000 (～5ha 部分)	複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算
	4,000 (5～10ha 部分)	
	1,000 (10～40ha 部分)	

※上限：100 万円/年度

(4) スマート農業加算

(円/10a)

地 目	交付単価	対象行為
地目にかかわらず	5,000	スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

※上限：200 万円/年度

(5) 集落機能強化加算の経過措置

(円/10a)

地目	交付単価	対象行為
地目にかかわらず	3,000	第5期対策（R2～R6）に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地に加算

※上限：200万円/年度

※ネットワーク化加算との重複はできません

3 交付条件

- (1) 1農業者等当たりの受給額の上限は500万円（役員報酬等集落協定の各担当者の活動経費及び共同取組活動に係る日当として受領した金額を除く。）とする。（多数のオペレーターを雇用する第3セクター及び多数の構成員からなる生産組織等には適用しない。）
- (2) 農業所得が都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は、原則として交付されない。（当該農業者が水路・農道の管理や集落内のとりまとめ等において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となっている場合及び当該農業者が個別協定により農用地を利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託により農業生産活動等を行っている場合を除く。）
- (3) 複数の加算を実施する場合、上乘せする加算の単価は、最初に適用される加算以外の加算について定められた単価から1,000円/10aを減額する。